

**河津町保健福祉センター会議室等
新型コロナウイルス感染症対策に基づく施設利用基準**

令和4年6月3日（改正）
河津町福祉介護課

令和4年6月3日より河津町保健福祉センターを使用する団体等は、以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

1 対象施設

施設区分	内容
保健福祉センター	ふれあいホール、教養娯楽室、調理実習室 生活指導室、相談室、ボランティア団体室

2 利用時の約束

基本 『全員マスク着用』（但し未就学児は除く）

（利用を控えていただく方）

- 利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- 発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

（活動や行動を避ける内容）

- 会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動
- 利用者相互が接触するような行為（運動・練習方法など）

（利用者の義務）

- 利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- 利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- 各種団体は利用者を把握すること

（保健福祉センター利用時の確認事項）

- 利用者はマスクを原則着用すること（但し未就学児は除く）としますが、体調や状況に応じて、各自で判断してください。熱中症などにはくれぐれもご注意ください
- 入室時には玄関に設置してあるアルコール消毒薬により手指消毒を行うこと
- 施設利用時に出たごみは利用者にて持ち帰り処分すること
- 利用終了後は備え付けの施設用消毒薬にて利用した箇所、施設の消毒をお願いします